

埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内における看護学生の実習受入施設の確保及び看護師等の業務に従事する者の県内医療機関への就業を一層促進するため、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表2から別表4までに定める臨地実習の実習施設となる県内の病院等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 看護師等学校養成所

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条又は第21条の規定により文部科学大臣の指定した学校及び厚生労働大臣又は知事の指定した看護師又は助産師の養成所並びに同法第22条の規定により知事の指定した准看護師養成所をいう。

(2) 実習

看護師等学校養成所が行う臨地実習をいう。

(3) 実習生

実習を行う看護師等学校養成所の在籍生をいう。

(4) 病院

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項で規定する「病院」をいう。

(5) 分娩取扱い有床診療所

医療法第1条の5第2項で規定する「診療所」のうち、分娩を取り扱っている有床診療所をいう。

(6) 助産所

医療法第2条で規定する「助産所」をいう。

(7) 訪問看護ステーション

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内に所在する病院、分娩取扱い有床診療所、助産所及び訪問看護ステーション（国立の施設を除く）が県内の看護師等学校養成所から新たにまたは拡大（過去5年間の最大数よりも実習受入を増やす計画の場合のみ）し、実習生を受け入れるために行う事業。補助事業の基準額及び対象経費は別表のとおりとする。ただし、実習指導者補助経費は、該当年度に助産師課程における助産学実習、看護師課程における母性看護学実習及び小児看護学実習、准看護師課程における母子看護実習の実習生を受け入れる場合のみとする。

(補助額の算定方法)

第4条 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。ただし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 算定された額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による申請をしようとするときは、様式第1号の交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又

は1支社、1支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定通知の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の書式は、様式第3号のとおりとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するための承認を受けようとする場合は、速やかに様式第4号の申請書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定により実績報告をするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第5号の実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(請求書の様式)

第12条 請求書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(財産処分承認基準)

第13条 この補助金の財産処分に際しては、埼玉県看護師等養成所等整備費補助金に係る財産処分承認基準を適用するものとする。

(暴力団排除措置)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条

例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助事業から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(別表)

事業名	看護学生実習受入確保事業		
事業区分	実習施設 整備経費	実習指導者 養成経費	実習指導者 補助経費
事業内容	実習に必要な設備の整備に要する経費の一部を補助する。	実習の指導者となる職員の養成に必要な経費の一部を補助する。	実習を受け入れる施設の人件費の一部を補助する。
事業者	県内の看護師等学校養成所から実習生の受け入れを行う病院等		
基準額	1施設当たり500千円	1施設当たり500千円	1施設当たり1,000千円
補助金額	補助率1/2	補助率1/2	補助率 2/3
対象経費	実習に必要な設備（パソコン、ロッカー、机、看護実習用具及び図書等）の整備に要する経費	実習指導者講習会の受講に必要な経費（受講料、交通費等）、実習指導者講習会を受講する職員もしくは受講期間中の代替臨時職員の雇用に必要な経費（賃金、手当等）	実習受入期間中実習指導者もしくは代替臨時職員の雇用に必要な経費（賃金、手当等）
補助条件	該当年度または翌年度に、新たにもしくは拡大（過去5年間の最大数よりも実習受入を増やす計画の場合のみ）し、実習を受け入れる病院等		該当年度に、新たにもしくは拡大（過去5年間の最大数よりも実習受入を増やす計画の場合のみ）し、助産師課程における助産学実習、看護師課程における母性看護学及び小児看護学実習、准看護師課程における母子看護実習を受け入れる病院等に限る。

様式第 1 号

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者 (代表者) 職
氏名
(施設名)

年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり埼玉県看護学生実習受入確保事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 経費所要計画額調書 (別紙 1)
- 3 事業計画書 (別紙 2)
- 4 対象経費の内訳 (計画) (別紙 3)
- 5 その他参考となる資料

経 費 所 要 計 画 額 調 書

(施設名)

区 分	総事業費 (A) 円	寄付金 その他 の収入 (B) 円	差 引 額 (C)=(A)-(B) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基 準 額 (E) 円	選 定 額 (F) 円	県費補助 基本 額 (G) 円	県費補助 所 要 額 (H) 円	備 考
実習施設 整備経費									
実習指導者 養成経費									
実習指導者補助 経費									
合 計									

(注)

- 1 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 「県費補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 「県費補助所要額」欄 実習施設整備経費、実習指導者養成経費には、(G)に補助率(1/2)を乗じて得た額を記入すること。
実習指導者補助経費には、(G)に補助率(2/3)を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

別紙2

埼玉県看護学生実習受入確保事業計画書

施設名

1 過去5年の受入れ実習生数（実人数）・施設数実績（単位：人・校）

	年度	年度	年度	年度	年度
実習生数					
施設数					

2 新規あるいは拡大する実習生（実人数）・施設数（単位：人・校）

	上記過去5年での最大 受入れ年度の実績数	令和 年度の計画数	増 数
実習生数			
施設数			

3 事業計画

実習施設 整備事業	【実習に必要な物品（パソコン、ロッカー、机、実習用具及び図書等）の整備】
実習指導者 養成事業	【研修名】 【受講（予定）者数・氏名】 【研修参加中の職員もしくは代替臨時職員雇用支出予定額】
実習指導者 補助経費	【実習受入期間中の実習指導者もしくは代替臨時職員雇用支出予定額】

対象経費の内訳（計画）

区 分	内 訳	金 額	説 明
実習施設 整備経費	○実習設備整備費 小計		
実習指導者 養成経費	○講習受講経費 受講料 交通費 その他 ○派遣職員もしくは代替臨時職員雇用経費 賃金 手当 その他 小計		
実習指導者 補助経費	○実習指導者もしくは代替臨時職員雇用経費 賃金 手当 その他 小計		
合 計			

- ・当該年度に支出を予定している対象経費の内訳を記載すること。
- ・その他については、内訳を記載すること。

様式第2号

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者 (代表者) 職
氏名
(施設名)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け医人第 号により交付決定があった 年度埼玉県看護
学生実習受入確保事業費補助金について、交付要綱に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第3号

医 人 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県看護
学生実習受入確保事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 交付条件

この補助金は、埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金交付要綱第6条に掲げる
事項を条件として交付するものである。

様式第4号

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者 (代表者) 職
氏名
(施設名)

年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金
変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け医人第 号で交付決定のあった埼玉県看護学生実習
受入確保事業を次のとおり変更 (中止・廃止) したいので、埼玉県看護学生実習受入確
保事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認申請します。

記

- 1 変更 (中止・廃止) 理由
- 2 変更前計画
- 3 変更後計画

様式第5号

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者 (代表者) 職
氏名
(施設名)

年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金実績報告書

年 月 日付け医人第 号で交付決定のあった埼玉県看護学生
実習受入確保事業費補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則13条の
規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の精算額 金 円
- 2 経費所要精算額調書 (別紙1)
- 3 事業実績報告書 (別紙2)
- 4 対象経費の内訳 (実績) (別紙3)
- 5 その他参考となる資料

経 費 所 要 精 算 額 調 書

(施設名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他 の収入 (B)	差 引 額 (C)=(A)-(B)	対象経費の 実支出額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	県費補助 基本額 (G)	県費補助 所要額 (H)	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
実習施設 整備経費									
実習指導者 養成経費									
実習指導者補助 経費									
合 計									

(注)

- 1 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 「県費補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 「県費補助所要額」欄は実習施設整備経費、実習指導者養成経費には、(G)に補助率(1/2)を乗じて得た額を記入すること。
実習指導者補助経費には、(G)に補助率(2/3)を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

別紙2

埼玉県看護学生実習受入確保事業実績報告書

施設名

1 過去5年の受入れ実習生数（実人数）・施設数実績（単位：人・校）

	年度	年度	年度	年度	年度
実習生数					
施設数					

2 新規あるいは拡大した実習生（実人数）・施設数（単位：人・校）

	上記過去5年での最大 受入れ年度の実績数	令和 年度の実績数	増 数
実習生数			
施設数			

3 事業実績

実習施設 整備事業	【実習に必要な物品（パソコン、ロッカー、机、実習用具及び図書等）の整備】
実習指導者 養成事業	【研修名】 【受講（予定）者数・氏名】 【研修参加中の職員もしくは代替臨時職員雇用実支出額】
実習指導者 補助経費	【実習受入期間中の実習指導者もしくは代替臨時職員雇用実支出額】

別紙 3

対象経費の内訳（実績）

区 分	内 訳	金 額	説 明
実習施設 整備経費	○実習設備整備費 小計		
実習指導者 養成経費	○講習受講経費 受講料 交通費 その他 ○派遣職員もしくは代替臨時職員雇用経費 賃金 手当 その他 小計		
実習指導者 補助経費	○実習指導者もしくは代替臨時職員雇用経費 賃金 手当 その他 小計		
合 計			

- ・当該年度に支出した対象経費の内訳を記載すること。
- ・その他については、内訳を記載すること。

様式第6号

医人 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け医人第 号で交付決定した 年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金については、 月 日 付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、交付額を金 円 に確定したので通知します。

請 求 書

金 円

ただし、令和 年度埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金(精算払)として、上記金額を支払われたく請求します。

年 月 日

所在地 〒
名称
開設者(代表者) 職
氏名

(あて先)
埼玉県知事

下記の銀行預金口座に振り替えてください。		
区分	銀行 支店	
	普通No.	当座No.

フリガナ	
名義人	

○添付資料：振込先の口座情報が確認できる資料